

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和25年8月29日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和25年8月29日から同年9月1日まで

私は、昭和23年3月から平成2年4月までの間、A社（現在は、C社）の本支店で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間は、私がA社D支店から同社B支店へ転勤した時期に当たり、転勤月である昭和25年8月の末日までには、B支店に着任していたと思う。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、及びC社が保管している人事記録から、申立人が昭和23年3月15日から平成2年4月21日までの間、C社の本支店に継続して勤務し（A社D支店から同社B支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の供述や、前述の人事記録では、申立人が昭和25年8月16日付けで勤務店をA社B支店とする発令が行われていることを踏まえると、同社D支店に係る資格喪失日と同一日の同年8月29日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における社会保険事務所(当時)の昭和25年9月の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、C社では、申立期間当時の関係資料を保管していないことなどから、当該期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料等が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年9月1日から18年8月16日まで

ねんきん定期便に記載されている申立期間の標準報酬月額は、私が当時受け取っていた給与額よりも低額となっている。申立期間当時、私の給与額は入社時よりも2万円上がっていたはずなのに、標準報酬月額は逆に下がっているのはおかしいので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料控除額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書及び申立事業所が保管する給与台帳において確認できる保険料控除額から、13万4,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、平成17年度算定基礎届から、事業主がオンライン記録どおりの標準報酬月額を届け出たことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から 46 年 3 月まで

申立期間については、私の父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、公民館に家族の分と一緒に納付しに行っていたことや、私が結婚する際に年金手帳を渡され、「これからは自分で納付しなさい。」と言われたことを記憶している。

今は父が亡くなって詳しいことは分からないが、国民年金保険料を納付していたことは間違いないので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間直後の昭和 46 年 4 月 14 日以降に町（当時）に払い出されているとともに、申立人の前後の資格取得者から判断して、同年 5 月 28 日以降に国民年金の加入手続を行ったことが推認できるところ、申立期間については、当該加入した時点で、過年度保険料となることから、公民館等による集金方式では納付することができなかったものと考えられる上、申立人が所持する国民年金手帳は、昭和 46 年度発行のものであるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとするその父親は、既に死亡しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 2 月 10 日から 54 年 2 月 1 日まで
② 昭和 61 年 10 月 1 日から平成元年 7 月 1 日まで

私は、昭和 52 年 2 月から平成元年 6 月までの間、A社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、申立事業所で正社員として途切れることなく勤務していたので、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

申立期間②に係る標準報酬月額は、私がA社から受け取っていた給与支給額と相違している。

しかし、私は、申立期間②の一部となる2か月分の給与支給明細書を持っているので、当該期間について、受け取っていた金額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が保管しているA社に係る社員名簿では、申立人の入社年月日が昭和 52 年 2 月 10 日と記載されていることが確認できる。

しかしながら、申立事業所に係る事業所別被保険者名簿では、申立人の資格取得日はオンライン記録どおり、昭和 54 年 2 月 1 日付けとなっていることが確認できるのみであるところ、この日付は、当該事業所が適用事業所となった日付と一致している。

また、申立事業所は、平成 17 年 3 月 10 日付けで適用事業所ではなくなって

おり、元事業主も所在不明である上、商業登記簿謄本により確認できる当該事業所の営業譲渡先であり、かつ、同一商号のA社では、申立事業所に係る関係資料等を引き継いでいないことから、申立期間①における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している。

さらに、申立人が挙げた申立事業所における元同僚は、「私は、申立期間①の前の昭和50年か51年ごろから勤務しているが、申立事業所は当該期間当時、厚生年金保険に加入していなかった。」としているほか、前述の被保険者名簿に記載されている元同僚のうち、連絡の取れた別の元同僚も、ほぼ同様に供述している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

次に、申立期間②については、申立人は、申立期間②に係る標準報酬月額記録が、当時の給与支給額と相違している旨申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の33か月間のうち、昭和63年10月及び同年12月については、申立人が保管している給与支給明細書により、オンライン記録上の標準報酬月額が、申立人の厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の低い方の額と同額となっていることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間②のうちの昭和61年10月から63年9月までの期間、同年11月分、及び平成元年1月から同年6月までの期間の計31か月間については、前述のとおり、申立人及び現在のA社が給与支給明細書、賃金台帳等を保管しておらず、申立人の保険料控除額が不明であるため、記録の訂正を認めるまでには至らない。

このほか、前述の被保険者名簿では、申立期間②に係る申立人の標準報酬月額が、遡及して取り消されたり、より低額な金額へと訂正された事跡は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を、また、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険及び船員保険の被保険者として厚生年金保険料及び船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月 14 日から同年 10 月 2 日まで
② 昭和 49 年 5 月 15 日から同年 5 月 19 日まで

申立期間①については、A社B工場で臨時の従業員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間②については、A社の所有船舶に乗船予定の船員として、出航前の荷積み業務に従事していたにもかかわらず、船員保険の加入記録が無い。

私は、申立期間①及び②の期間中、間違いなく勤務していたので、両申立期間について、それぞれ厚生年金保険、船員保険の被保険者として各保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が保管しているA社が作成したとする個人履歴確認書から、申立人が当該期間と一致する昭和 37 年 5 月 14 日から同年 10 月 1 日までの間、A社B工場で勤務していたことが確認できる。

しかし、申立事業所の社会保険事務を引き継ぐC社では、当時の社会保険関係資料を保管していないことなどから、申立期間①における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としながらも、同社が保管している職員名簿には、申立事業所での申立人の氏名が確認できないことなどから、申立人は臨時に使用される者であって申立事業所との使用関係が常用的でなかったと推認されるため、社会保険には加入させていなかったと考えられる旨回答している。

また、申立人が挙げた元同僚は、申立事業所の船員が船舶勤務以外の勤務に従事する場合、雇用形態が常勤勤務者は厚生年金保険に加入させていたが、常

勤勤務者でない臨時の従業員は、厚生年金保険に加入させていない旨をA社から聞いたことがあると供述しているほか、申立人が挙げた申立期間①当時の別の元同僚に聴取したものの、申立内容を裏付ける供述等を得られない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間①において申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

次に、申立期間②については、前述した個人履歴確認書から、申立人が当該期間となる昭和49年5月15日から同年5月18日までの間、A社で勤務していたことが確認できる。

しかし、C社では、当時の社会保険関係資料を保管していないことなどから、申立期間②における厚生年金保険及び船員保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としながらも、前述の個人履歴確認書上の常勤雇用発令日が昭和49年10月1日となっているならば、申立人は臨時に使用される者として、社会保険には加入させていなかったと考えられる旨回答している。

また、申立人が挙げた申立期間②当時の元同僚に聴取したものの、申立内容を裏付ける供述等を得られない。

さらに、オンライン記録では、申立人は申立期間②をすべて含む昭和48年1月から49年5月までの期間、国民年金に加入の上で、国民年金保険料を納付済みとなっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料及び船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険及び船員保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料及び船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 5 月 7 日から同年 8 月 9 日まで
② 昭和 59 年 11 月 12 日から 60 年 4 月 3 日まで

申立期間①及び②については、それぞれA社(現在は、B社)管内の事業所で期限付きの職員として勤務していたにもかかわらず、両申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、申立期間①及び②においては、私が各事業所で勤務していたのは間違いないので、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人が保管しているC社発行の任用辞令、B社が保管している申立人に関する職員採用内申書等から、申立人が当該期間中、申立ての事業所に任用されていたことが確認できる。

しかし、B社では、当時の関係資料等を保管していないことなどから、申立期間①及び②における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している。

また、申立期間①について、B社が保管している申立期間①当時の人事関係資料では、申立人と同様に、採用当初に任用期間が3か月以上とされている元同僚(臨時的任用職員)8人が確認できるところ、このうち6人についてはその任用期間において厚生年金保険の加入記録が確認できないとともに、これら6人中、連絡が取れた元同僚3人から聴取したものの、申立内容を裏付ける供述等が得られない上、このうちの2人は、オンライン記録によると、その任用期間中は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間①の

期間中、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

次に、申立期間②については、B社が保管している申立期間②当時の人事関係資料では、申立人と同様に、採用当初に任用期間が3か月以上とされている元同僚（臨時的任用職員）10人が確認できるところ、このうち5人については、その任用期間において厚生年金保険の加入記録が確認できないとともに、これら10人中、連絡が取れた元同僚から聴取したものの、申立内容を裏付ける供述等が得られない上、このうちの1人は、A社から、勤務するに当たり厚生年金保険に加入するか否か尋ねられたものの、結局加入せずに、それ以前から加入していた国民年金に引き続き加入していたと供述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の被保険者資格記録がオンライン記録どおり、申立期間②直後の昭和60年4月3日から同年12月28日までの間確認できるのみであり、申立期間②の期間中、申立人の氏名は無い。

さらに、申立人が保管している年金手帳には、申立人が初めて厚生年金保険の被保険者となった日は、申立期間②直後の昭和60年4月3日となっていることが確認できる。

このほか、申立人の夫が加入しているD共済組合による証明書では、申立人が申立期間①及び②をすべて含むこととなる昭和59年4月1日から62年3月31日までの間、申立人の夫の被扶養者となっていることが確認できるとともに、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月1日から同年10月1日まで
② 昭和42年4月1日から同年10月1日まで

申立期間①及び②については、A社で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、昭和40年から42年にかけて、毎年6か月間ずつ計3回、同社で季節労働者として勤務していたところ、このうちの1回目には6か月間の加入記録があるので、残りの両申立期間も加入していたはずである。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両申立期間を含めて3回、申立事業所で勤務していたと主張しているものの、雇用保険の記録では、申立人の加入記録が、厚生年金保険の加入記録と一致することとなる昭和40年3月26日から同年9月20日までの間確認できるのみである。

また、A社を引き継ぐB社では、申立期間①及び②当時の関係資料を保管していないことなどから、両申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している。

さらに、申立人が挙げた元同僚のほか、両申立期間当時の元同僚に聴取したものの、申立人の氏名を覚えていないなどとしており、申立内容を裏付ける供述等を得られない。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の被保険者資格記録がオンライン記録どおり、昭和40年3月26日から同年9月21日までの間確認できるのみであり、申立期間①及び②において、申立人

の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①及び②当時の住所地のあったC市では、両申立期間を通じる昭和40年9月21日から平成20年4月2日までの間、申立人及びその妻が共に国民健康保険の被保険者となっていることが確認できるとともに、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 9 月ごろから 32 年 5 月ごろまで

私は申立期間中、A社、同社名称変更後のB社の順序で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は昭和 29 年 9 月ごろに同級生 3 人と一緒に、申立事業所へ入社後、厚生年金保険の加入記録がある次の会社に入るまでの間、両事業所で間違いなく勤務していたので、申立期間中、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げたA社及びB社の両社における元工場長、並びに前者に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている元同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間の一時期、両事業所で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社に係る被保険者名簿から、申立人が挙げた前述の元工場長を含む被保険者の全員が、申立期間の前の昭和 29 年 4 月 26 日付けで資格喪失していることが確認できる。

また、B社は、オンライン記録等により、申立期間の途中となる昭和 31 年 9 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるものの、前述の元工場長は申立人と同様に、当該事業所において被保険者資格を取得した記録が確認できない。

さらに、最初のA社は、前述のとおり、昭和 29 年 4 月 26 日付けで全被保険者が喪失している上、B社も 32 年 7 月 28 日付けで適用事業所ではなくなって

いることなどから、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

そして、申立人は、同級生3人と一緒に最初のA社へ入社したと供述しているところ、これら3人のB社における加入記録が、それぞれ昭和31年9月1日から32年1月14日までの期間、31年9月1日から32年3月7日までの期間、31年10月1日から32年7月28日までの期間に確認できる。しかし、その期間は、同一ではなく区々となっていること、申立人の供述では、両申立事業所には次の事業所に入るまで勤めていたとしながらも、その時期は覚えていないとしている上、申立人が2つ目のB社を辞めた時期は、他の3人よりも早かったなどと供述していることなどを踏まえると、申立人の両申立事業所における勤務実態が確認できない中にあることは、前述の同級生3人に当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録があることをもって、申立人も同様に加入していたと判断するまでには至らない。

加えて、A社及びB社に係る前述の被保険者名簿では、申立期間において、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 12 日から 38 年 2 月 1 日まで
② 昭和 38 年 2 月 1 日から 40 年 3 月 16 日まで
③ 昭和 40 年 6 月 1 日から 41 年 5 月 1 日まで
④ 昭和 41 年 6 月 1 日から 45 年 8 月 30 日まで

昭和 45 年 8 月 30 日に会社を退職した際、厚生年金保険被保険者証と最後の給料及び退職金を現金で会社の担当者から受け取った。

60 歳になって年金相談に行き、申立期間について、脱退手当金を受給していると聞いたが、それまで脱退手当金のことを聞いたことが無く、請求するはずもないので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間④に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 45 年 11 月 5 日に支給決定されていることが確認できるところ、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間④の事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の「脱・給」欄の「脱」に○印が付され、同右欄には、厚生年金保険脱退手当金支払報告書を社会保険事務所（当時）から社会保険庁（当時）に進達した際の文書番号とされる「4038」の記載が確認できることから、脱退手当金の請求手続が行われたことが推認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 6 月 1 日から 12 年 12 月 1 日まで

申立期間については、給与の手取総額に大きな変動はなかったものの、標準報酬月額は、大幅に減額された記録となっている。

申立期間の給与明細書を見ると基本給や役職手当が半減された形で支給額が計算され、控除においてその半減された額を別の名目で計上し、差引支給額（手取額）では、減額とならないように処理されている。

このため、申立期間の標準報酬月額は、半減された金額に基づく報酬で算定されており、私が実際に受け取っていた給与額と相違しているので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書の保険料控除額及び申立事業所が保管していた申立人に係る所得税源泉徴収簿の保険料控除から、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準報酬月額については、申立期間の4か月前の給与額から申立人の基本給等が減額となり、報酬月額が大幅に変動したとして、申立事業所から社会保険事務所（当時）に標準報酬月額変更届が提出され、平成 11 年 5 月 31 日付けで申立人の標準報酬月額が改定（決定）されたことが申立事業所に保管されていた健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書により確認でき、申立人の標準報酬月額がさかのぼって訂正された形跡は確認できない。

さらに、申立事業所では、「詳細は当時の担当者がいないため不明であるが、当時、会社の経営が一番苦しい時期であったので保険料を低く抑えることを行

った可能性もある。」と証言しているほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。